

税制改正等の内容

- 令和6年3月31日付で所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）が公布され、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われています。

1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の措置が講じられました。

- (1) 特例対象個人^(注1)が、認定住宅等^(注2)の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得（以下「認定住宅等の新築等」といいます。）又は買取再販認定住宅等の取得^(注3)をして令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして所得税額の特別控除が適用できることとされました。

住宅の区分	借入限度額		
	改正前	改正後	
		特例対象個人	左記以外
認定住宅	4,500万円	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円	3,000万円

(注)1 「特例対象個人」とは、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいいます。次の(2)においても同じです。

2 「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいいます。次の(2)においても同じです。

3 「買取再販認定住宅等の取得」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたもののその宅地建物取引業者からの取得をいいます。次の(2)においても同じです。

- (2) 特例対象個人である住宅被災者^(注)が、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得をして令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして所得税額の特別控除が適用できることとされました。

(注) 居住の用に供していた家屋が、東日本大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった者をいいます。

住宅の区分	借入限度額		
	改正前	改正後	
		特例対象個人	左記以外
認定住宅	4,500万円	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅			
省エネ基準適合住宅			

(3) 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和（原則：50㎡）する措置が、令和6年12月31日以前（改正前：令和5年12月31日以前）に建築確認を受けた家屋について適用できることとされました。

2 ストックオプション税制（特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）について、次の措置が講じられました。

(1) 適用対象となる新株予約権に係る契約の要件について、「新株予約権の行使により取得をする株式（譲渡制限株式に限る。）について、一定の管理に関する取決めに従い、その取得後直ちに、その新株予約権の行使に係る付与会社等により管理がされること」との要件が追加され、保管委託要件との選択適用とされました。

この改正は、令和6年分以後の所得税について適用されます。

(2) 次のイ及びロに掲げる特定新株予約権について、その年における特定新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額（改正前：1,200万円）が次のとおり引き上げられました。

この改正は、令和6年分以後の所得税について適用されます。

- イ 設立の日以後の期間が5年未満の付与会社が付与する特定新株予約権 2,400万円
- ロ 一定の付与会社^(註)が付与する特定新株予約権 3,600万円

(注) 設立の日以後の期間が5年以上20年未満である付与会社のうち、非上場であるもの又は上場等から5年未満であるものをいいます。

(3) 適用対象となる特定従事者に係る要件について、次の見直しが行われました。

- イ 認定新規中小企業者等に係る要件の緩和
 - ロ 社外高度人材に係る要件の見直し
 - (イ) 実務経験に係る要件の一部緩和
 - (ロ) 社外高度人材の範囲の拡大
- (4) 権利者が新株予約権に係る付与決議の日において付与会社の大口株主等に該当しなかったことを誓約する書面等の提出に代えて、電磁的方法によりその書面等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供できることとするなど、所要の措置が講じられました。

この改正は、令和6年4月1日以後に行う電磁的記録の提供について適用されます。

3 NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）について、次の措置のほか、所要の措置が講じられました。

次の措置に係る改正は、令和6年4月1日以後に提出を受ける届出書等について適用されます。

- (1) 金融商品取引業者等の営業所の長は、廃止通知書の交付に代えて、電磁的方法によりその廃止通知書に記載すべき事項を提供できることとされました。
- (2) 非課税口座を開設し、又は開設していた居住者等は、廃止通知書の提出又は非課税口座開設届出書への添付に代えて、電磁的方法によるその廃止通知書に記載すべき事項の提供及びその事項を記載した非課税口座開設届出書の提出等ができることとされました。

4 公共法人等及び公益信託等に係る非課税及び金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用の適用対象に、セキュリティトークン（電子記録移転有価証券表示権利等）に該当する社債であって、第一種金融商品取引業を行う者等によって一定の要件を満たす方法により管理されるものの利子が加えられました。

この改正は、令和6年4月1日以後に支払を受けるべき社債の利子について適用されます。

5 支払調書及び源泉徴収制度の対象となる報酬・料金等（診療報酬）の範囲に、社会保険診療報酬支払基金から支払われる流行初期医療の確保に要する費用が加えられました。

この改正は、令和6年4月1日以後に支払うべき診療報酬について適用されます。

6 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例の適用期限が令和9年3月31日（改正前：令和6年3月31日）まで延長されました。

7 クロスボーダー取引に係る利子等の課税の特例の対象となる振替社債等の範囲から、振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権に該当するものが、適用期限（令和6年3月31日）の到来をもって除外されました。

租税条約関係（未発効）

○ ウクライナとの新租税条約の署名が行われました

日本とウクライナとの間で「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とウクライナ政府との間の条約」の署名が行われました。

本条約は、昭和61年に発効した租税条約（所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約（以下「旧条約」といいます。）を全面的に改正するものであり、具体的には、事業利得及び投資所得に対する課税の改正のほか、本条約の濫用防止措置、相互協議手続における仲裁手続及び租税債権の徴収共助の導入並びに租税に関する情報交換の拡充を行うものです。

(注) 本条約は、ウクライナ以外の国と日本との間で適用されている現行の条約に影響するものではありません。

本条約の主な内容は以下のとおりです。

- 1 事業利得に対する課税
- 2 投資所得に対する課税

	旧条約	本条約
配 当	15%	5%（議決権保有割合25%以上・保有期間6月以上） ^(注) 15%（その他）
利 子	免税（政府受取等） 10%（その他）	免税（政府受取等） 5%（金融機関等・年金基金受取等） 10%（その他）
使用料	免税（著作権） 10%（その他）	5%

(注) 配当を支払う法人の課税所得の計算上控除される配当については、15%の限度税率が適用されます。

- 3 相互協議手続及び仲裁制度
- 4 情報交換及び徴収共助
- 5 条約の特典の濫用防止

本条約は、今後、両国における国内手続及び外交上の手続を経た後に発効し、発効する年の翌年から適用されます。例えば、令和6年12月31日以前に発効した場合には、日本の源泉所得税については、令和7年1月1日以後に支払を受

けるものから適用されます。なお、情報交換及び徴収共助に関する規定は本条約が効力を生ずる日から、それぞれ適用されます。

○ ギリシャ共和国との租税条約の署名が行われました

日本とギリシャ共和国との間で「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とギリシャ共和国との間の条約」の署名が行われました。

日本とギリシャ共和国との間では、これまで租税条約は存在せず、本条約は両国間の経済関係の発展を踏まえ、新たに締結されるものです。

本条約は、両国間で生ずる二重課税を除去するため、両国において課税することができる所得の範囲を定める規定等を設けています。

また、本条約の締結によって、両国の税務当局間において、本条約の規定に従っていない課税についての協議、租税に関する情報交換及び租税債権の徴収共助の実施が可能となります。

本条約の主な内容は以下のとおりです。

- 1 事業利得に対する課税
- 2 投資所得に対する課税

配 当	5%（議決権保有割合10%以上・保有期間6月以上） ^(注) 10%（その他）
利 子	免税（政府受取等） 10%（その他）
使用料	5%

(注) 配当を支払う法人の課税所得の計算上控除される配当については、10%の限度税率が適用されます。

- 3 相互協議手続及び仲裁制度
- 4 情報交換及び徴収共助
- 5 条約の特典の濫用防止

本条約は、今後、両国における国内手続及び外交上の手続を経た後に発効し、発効する年の翌年から適用されます。例えば、令和6年12月31日以前に発効した場合には、日本の源泉所得税については、令和7年1月1日以後に支払を受けるものから適用されます。なお、情報交換及び徴収共助に関する規定は本条約が効力を生ずる日から、それぞれ適用されます。